

平成29年12月10日

No 162

〈税制改正・増税・減税〉

毎年同じですが、12月になると今年も残り何日、残り20日となります。今年、アメリカではトランプ大統領就任、アメリカファースト、我国では衆議院解散、総選挙、希望の党失速、日本ファースト沈没、自民党勝利、政治は動いたような動かないような。12月ですので2017年税制改正が伝えられてきます。法人企業の税負担は優遇措置と組み合わせた場合、20%前半となる見込。一方サラリーマンの所得税は、年収が50万円以上が増税となる見込です。給与所得控除額が最高額で220万円、外国と比べて高すぎるからこのことです。日本の財政をみれば、減税すると他も増税しなければ成立たないことになっています。法人企業が賃上げで増税、高収入のサラリーマン(会社員)を増税する。よくわかりませんが、そんなことだと感じてしまいました。経営者の皆様、今どきの日本の税金は法人の税率は、個人の高額所得者(1800万円以上)の半分とえています。将来の日本のために高額給与者の税金は高くなります。経営者が給与を高く、財産も増すと相続税が待ち受けています。事業承継税制が10年間の特例で改正されるそうです。現行では、一定の条件のもと、総株式数の半まで、8割の相続税が納税猶予されますが、100%の株式数、全部が納税猶予できることになりそうです。法人企業に財産を貯めると非上場株式の株価が高くなり、相続税負担が大変だったのが緩和されます。どのようになりかまだわかりませんが、法人企業にお金を貯めても、税金負担は低くなります。高額所得者は益々増税の方向だと思えます。海外出国税も始まりそうです。個人の所得税住民税率は、最高で55%、相続税、贈与税も55%、ただ、土地、株式の譲渡税率は、まだ20%税率です。(復興税除く)

2017年は「人手不足の年」2018年は「企業淘汰の年」だそうです。税制を上手に活用しましょう。

高林 幸裕